放課後等デイサービス事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用者負担軽減にかかる請求について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症に伴うサービス提供分の請求についてご対応いただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、6月 11 日に行われた請求の本審査において、EN21 及び EN25 のエラーが発生しております。 ただいま審査を行っておりますが、本市からのご案内以外の入力により、一部の請求について返戻となる 見込みです。(返戻の対象は下記 1 の(1)及び(2)参照)

そのため、過誤のみが計上されないようにするため、3月及び4月サービス提供分について、<u>5月中に</u> 過誤申立書を送付した上で再請求を行っている場合で、返戻対象の請求については、一律、過誤を次月処 理とさせていただきます。お手数ですが、7月請求時に再度請求をお願いします。(過誤申立書の再提出 は不要です。)

また、5月サービス提供分については、大変申し訳ありませんが、返戻となりますので、請求内容を修正の上、7月請求時に再度請求をお願いします。

本市利用者負担軽減の対応についてご迷惑をおかけし申し訳ありませんが、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 対象となるエラー項目について

(1) EN21 について

EN21

資格:請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません

- ア 4月から新小学1年生等の為、2月のサービス利用がなく、利用者負担額が0円になる
- イ 4月または5月から上限管理事業所が入っている
- <u>ア・イの両方に該当する児童については、エラー解消予定</u>です。(令和2年5月28日こ障福第740 号の例2または例3に該当する児童のみ)

上記に該当しない児童について EN21 が表示されている場合は、返戻対象です。

(2) EN25 について

EN25

資格:請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません

- ア 4月から新小学1年生等の為、2月のサービス利用がなく、利用者負担額が0円になる
- イ 4月または5月から上限管理事業所が入っている
- ア・イの両方に該当する児童の為、算定シートにてご報告いただいた児童ですが、利用者負担額②に

<u>「0円以外」の数字が入っているため、エラーが発生しています。</u>

EN25 については、大変申し訳ございませんが、返戻となります。

問合せ先

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話:045-671-4274